

令和6年矢板市議会定例会

第399回定例会議

議 案 書

令和6年12月

矢 板 市

令和6年矢板市議会定例会第399回定例会議提出議案

- 議案第 1 号 令和6年度矢板市一般会計補正予算（第7号）・・・P 1
- 議案第 2 号 令和6年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第2号）・・・P 1
- 議案第 3 号 令和6年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算・・・P 1
（第3号）
- 議案第 4 号 令和6年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算・・・P 1
（第1号）
- 議案第 5 号 矢板市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発・・・P 2
生の防止に関する条例の一部改正について

議案第 1 号 令和 6 年度矢板市一般会計補正予算（第 7 号）

議案第 2 号 令和 6 年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 3 号 令和 6 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 4 号 令和 6 年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

（以上別冊）

議案第 5 号

矢板市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について

矢板市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市条例第 号

矢板市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例

矢板市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成 12 年矢板市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>矢板市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例</u> （目的） 第 1 条 この条例は、<u>栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例</u>（平成 10 年栃木県条例第 37 号。以下「県条例」という。）その他の土砂等の埋立て等による土壌の汚染<u> </u>の防止を目的とする法令及び条例（以下「法令等」という。）と<u>相まって</u>、土砂	<u>矢板市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例</u> （目的） 第 1 条 この条例は、<u>栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例</u>（平成 10 年栃木県条例第 37 号。以下「県条例」という。）その他の土砂等の埋立て等による土壌の汚染<u>及び災害の発生の防止</u>を目的とする法令及び条例（以下「法令等」という。）と<u>あいまって</u>、土砂

等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染_____を防止し、もって市民の生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) 略

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、小規模特定事業等による土壌の汚染_____を防止するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する土砂等の埋立て等による土壌の汚染_____の防止に関する施策に協力する責務を有する。

等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び災害の発生を防止し、もって市民の生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) 略

(4) 改良土 土砂等（泥土を含む。）にセメントや石灰を混合し、化学的安定処理を行ったものをいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、小規模特定事業等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策に協力する責務を有する。

2・3 略

4 事業者は、当該土砂等の埋立て等の施工に関わる苦情又は紛争が生じた場合は、責任を持ってその解決に当たらなければならない。

(土地の所有者の責務)

第4条 土地の所有者は、小規模特定事業等による土壌の汚染_____のおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供することのないように努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、小規模特定事業等による土壌の汚染_____の防止に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(県及び他の市町村との連携等)

第5条の2 市は、県及び他の市町村と連携して土砂等の埋立て等による土壌の汚染_____の防止に関する施策を効果的に実施するとともに、県

2・3 略

4 事業者は、当該土砂等の埋立て等の施行に係わる苦情又は紛争が生じた場合は、責任を持ってその解決に当たらなければならない。

(土地の所有者の責務)

第4条 土地の所有者は、小規模特定事業等による土壌の汚染及び災害の発生のおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供することのないように努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、小規模特定事業等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(県及び他の市町村との連携等)

第5条の2 市は、県及び他の市町村と連携して土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策を効果的に実施するとともに、県

が実施する土砂等の埋立て等による土壌の汚染_____の防止に関する施策について、情報の提供その他の協力を行うものとする。

が実施する土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策について、情報の提供その他の協力を行うものとする。

(崩落等の防止措置等)

第5条の4 小規模特定事業等を行う者

は、当該小規模特定事業等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、小規模特定事業等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、必要に応じ、当該小規模特定事業等を行い、又は行った者に対し、期限を定めて、これらを防止するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

3 市長は、前項の規定による指導をした場合において、その指導を受けた者がその指導に従わないときは、その旨及びその指導の内容を公表することができる。

(小規模特定事業の届出)

第6条 小規模特定事業を行おうとする者は、小規模特定事業に供する区域（以下「小規模特定事業区域」という。）ごとに、当該小規模特定事業を開始する日の14日前までに、規則で定めるところにより、当該小規模特定事業の計画を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる小規模特定事業については、この限りでない。

(1)～(6) 略

(小規模特定事業の許可)

第6条 小規模特定事業を行おうとする者は、小規模特定事業に供する区域（以下「小規模特定事業区域」という。）ごとに、あらかじめ、市長の許可を受けなければ
な
らない。ただし、次に掲げる小規模特定事業については、この限りでない。

(1)～(6) 略

(小規模特定事業に係る土地所有者の同意)

第6条の2 前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る小規模特定事業区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、第7条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第11号までに掲げる事項を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第4

号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

(周辺住民への説明)

第6条の3 第6条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る小規模特定事業区域の周辺住民に対し、当該申請が、次条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第11号までに掲げる事項を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第4号までに掲げる事項を説明しなければならない。

2 前項の規定による説明を行った者は、当該説明の内容について市長に報告しなければならない。

(変更の届出)

第7条 前条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業の計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ、

(許可申請の手続)

第7条 第6条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に小規模特定事業区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付して市

規則で定めるところにより、その旨を
市長に届け出なければならない。

2 前条の届出をした者は、前項の規則
で定める軽微な変更をしたときは、遅
滞なく、規則で定めるところにより、
その旨を市長に届け出なければならな
い。

長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人に
あつては、名称、代表者の氏名及び
主たる事務所の所在地）
- (2) 小規模特定事業区域及び小規模特
定事業に供する施設（以下「小規模
特定事業場」という。）の位置及び
面積
- (3) 小規模特定事業に供する施設の設
置計画
- (4) 小規模特定事業の施工を管理する
事務所の所在地
- (5) 小規模特定事業の施工を管理する
者（以下「現場管理責任者」とい
う。）の氏名
- (6) 小規模特定事業に使用される土砂
等の量
- (7) 小規模特定事業の期間
- (8) 小規模特定事業が完了した場合の
小規模特定事業区域の構造
- (9) 小規模特定事業に使用する土砂等
の採取場所並びに当該採取場所から
の搬入予定量及び搬入計画
- (10) 小規模特定事業区域から小規模特

定事業区域以外の地域へ排出される
水の汚染状態を測定するために必要
な措置

(11) 小規模特定事業が施工されている
間において、小規模特定事業区域以
外の地域への当該小規模特定事業に
使用された土砂等の崩落、飛散又は
流出による災害の発生を防止するた
めに必要な措置

(12) 小規模特定事業区域内の土地の所
有者及び小規模特定事業区域の周辺
住民に対して説明した内容及び結果

(13) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、第6条の
許可を受けようとする小規模特定事業
が他の場所への搬出を目的として土砂
等の堆積を行う小規模特定事業（以下
「小規模一時堆積事業」という。）で
ある場合にあっては、当該許可を受け
ようとする者は、次に掲げる事項を記
載した申請書に小規模特定事業区域を
示す図面その他の規則で定める書類を
添付して市長に提出しなければならない。
い。

第8条から第10条まで 削除

(1) 前項第1号から第5号まで、第7号、第10号及び第12号に掲げる事項

(2) 年間の小規模特定事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量

(3) 小規模特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造

(4) 第8条第2項第3号に規定する措置

(5) その他市長が必要と認める事項

(申請の制限)

第7条の2 第6条の許可を受けようとする者は、小規模特定事業の期間について3年を超えて申請することができない。

(許可の基準)

第8条 市長は、第6条の許可の申請が第7条第1項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第6条の許可をしては

ならない。

(1) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア この条例又は県条例若しくは栃木県生活環境の保全等に関する条例（平成16年栃木県条例第40号）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

イ 第19条第1項の規定により、許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る矢板市行政手続条例（平成9年矢板市条例第19号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する

社員、取締役、執行役又はこれら
に準ずる者と同等以上の支配力を
有する者と認められる者を含む。

以下この号において同じ。)で
あった者で当該取消しの日から3
年を経過しないものを含む。)

ただし、申請者が第19条第1項
第2号又は第8号に該当すること
により当該許可を取り消された者
である場合は、この限りでない。

ウ 第19条第1項の規定により小
規模特定事業の停止を命ぜられ、
その停止の期間が経過しない者

エ 第20条の規定による必要な措
置を完了していない者

オ 小規模特定事業の施工に関し不
正又は不誠実な行為をするおそれ
があると認めるに足りる相当の理
由がある者

カ 営業に関し成年者と同一の行為
能力を有しない未成年者でその法
定代理人（法定代理人が法人であ
る場合においては、その役員を含
む。）がアからオまでのいずれか

に該当するもの

キ 法人でその役員又は規則で定め
る使用人のうちにアからオまでの
いずれかに該当する者のあるもの

ク 個人で規則で定める使用人のう
ちにアからオまでのいずれかに該
当する者のあるもの

ケ 廃棄物の処理及び清掃に関する
法律（昭和45年法律第137
号）第14条第5項第2号イから
へまでに掲げる者のうち規則で定
めるもの

(2) 第6条の2に規定する同意を得て
いること。

(3) 第6条の3第1項に規定する説明
を行っていること。

(4) 小規模特定事業が3年以内に完了
するものであること。

(5) 小規模特定事業の施工を管理する
ことができる事務所が設置されるこ
と。

(6) 小規模特定事業が完了した場合に
おいて、当該小規模特定事業に使用
された土砂等の堆積の構造が、小規

模特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(7) 小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置が図られていること。

(8) 小規模特定事業が施工されている間において、小規模特定事業区域以外の地域への当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。

(9) 小規模特定事業に使用される土砂等が改良土でないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(10) 小規模特定事業に使用される土砂等が栃木県内で発生したものであり、当該土砂等の採取場所から直接搬入されるものであること。ただ

し、市長が認めた場合は、この限りでない。

2 市長は、第6条の許可の申請が第7条第2項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第6条の許可をしてはならない。

(1) 前項第1号から第5号まで、第7号、第9号及び第10号までの規定に適合するものであること。

(2) 小規模特定事業場の構造が、当該小規模特定事業場の区域以外の地域への小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(3) 小規模特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。ただし、当該土砂等を適正に管理できるものとして規則で定める措置が図

られている場合は、この限りでない。

3 第6条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定める行為に係るものである場合にあっては、第1項第6号及び第8号並びに前項第2号の規定は、適用しない。

4 市長は、第6条の許可（第7条第1項の申請に係るもので規則で定める構造に係るものに限る。）をする場合において、あらかじめ、第1項第6号に掲げる事項について、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（許可の条件）

第9条 市長は、市民の生活の安全を確保し、又は生活環境を保全するために必要があると認めるときは、第6条の許可に条件を付することができる。

(変更の許可等)

第10条 第6条の許可を受けた者は、
第7条第1項各号又は第2項各号に掲
げる事項の変更（規則で定める軽微な
変更を除く。）をしようとするとき
は、市長の許可を受けなければならな
い。この場合においては、第6条の2
の規定を準用する。

2 前項の許可を受けようとする者は、
次に掲げる事項を記載した申請書に規
則で定める書類を添付して市長に提出
しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人に
あつては、名称、代表者の氏名及び
主たる事務所の所在地）

(2) 変更の内容及び理由

(3) その他市長が必要と認める事項

3 第1項の許可を受けようとする者
は、第6条の許可に係る小規模特定事
業の期間を変更する場合にあつては、
当該許可に係る小規模特定事業の期間
が満了する日から起算して1年を超え
た日を当該変更後の小規模特定事業の

	<u>期間が満了する日とすることができない。</u> <u>4 第6条の許可を受けた者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</u> <u>5 前2条の規定は、第1項の許可について準用する。</u>
(土砂等の搬入の届出) 第11条 第6条の<u>届出</u>をした 者は、当該<u>届出</u>に係る小規模特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものを添付して市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合しているか	(土砂等の搬入の届出) 第11条 第6条の<u>許可</u>を受けた者は、当該<u>許可</u>に係る小規模特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものを添付して市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合しているか

どうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。

(1)～(3) 略

(土砂等管理台帳の作成等)

第12条 第6条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業に使用された土砂等について、規則で定めるところにより、土砂等管理台帳を作成しなければならない。

どうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。

(1)～(3) 略

(土砂等管理台帳の作成等)

第12条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業に使用された土砂等について、採取場所ごとに、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成しなければならない。

(1) 当該許可に係る小規模特定事業区域に搬入された土砂等の採取場所からの運搬手段

(2) 当該許可に係る小規模特定事業区域に搬入された土砂等の1日当たりの量

(3) 当該許可（小規模一時堆積事業に係るものに限る。）に係る小規模特定事業区域から搬出された土砂等の1日当たりの量及び搬出先ごとの内訳

(4) 前3号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 第6条の届出をした者は、規則で定めるところにより、定期的に、前項の規定による土砂等管理台帳の写しを添付して、当該届出に係る小規模特定事業に使用された土砂等の量等を市長に報告しなければならない。

(定期検査の報告等)

第13条 第6条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該届出に係る小規模特定事業区域から当該小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査又は当該小規模特定事業区域の土壤の地質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、当該水質検査又は当該地質検査を行う必要がないと市長が認めたときは、これを省略する
こ
とができる。

2 第6条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、前項の規定による土砂等管理台帳の写しを添付して、当該許可に係る小規模特定事業に使用された土砂等の量等を市長に報告しなければならない。

(水質検査等)

第13条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る小規模特定事業区域から当該小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査を行わなければ
ならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないときは、当該小規模特定事業区域の土壤についての地質検査を行うことによって、当該水質検査に代えることができる。

2 第6条の許可を受けた者は、当該許

可に係る小規模特定事業を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る小規模特定事業区域から当該小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査及び当該小規模特定事業区域の土壌についての地質検査を行わなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないと市長が認めたとき、又は土砂等が当該小規模特定事業区域に搬入されなかったことその他の事由により当該地質検査を行う必要がないと市長が認めたときは、当該水質検査又は地質検査は、これを省略することができる。

3 第6条の許可を受けた者は、第1項又は前項の規定による検査を行ったときは、規則で定めるところにより、当該検査の結果を市長に報告しなければならない。

2 第6条の届出をした者は、前項の規定によるもののほか、当該届出に係る小規模特定事業区域の土壌中に安全

4 第6条の許可を受けた者は、当該許可 _____ に係る小規模特定事業区域の土壌中に安全

基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、その旨を市長に報告しなければならない。

(周辺住民等への周知)

第13条の2 第6条の届出をした 者は、当該小規模特定事業区域及び小規模特定事業に供する施設（以下「小規模特定事業場」という。）の周辺住民その他の利害関係を有する者に対し、当該届出に係る小規模特定事業の計画を周知するよう努めなければならない。

(関係書類の縦覧)

第14条 第6条の届出をした 者は、市長が指定する場所において、当該小規模特定事業が施工されている間、当該小規模特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写し及び第12条第1項の規定による土砂等管理台帳を周辺住民その他の利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。

基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、その旨を市長に報告しなければならない。

(周辺住民等への周知)

第13条の2 第6条の許可を受けた者は、当該許可の内容を当該小規模特定事業場
_____の周辺住民その他の利害関係を有する者に周知させるように
_____努めなければなら

(関係書類の縦覧)

第14条 第6条の許可を受けた者は、市長が指定する場所において、当該小規模特定事業が施工されている間、当該小規模特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写し及び第12条第1項の規定による土砂等管理台帳を周辺住民その他の利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。

(標識の掲示等)

第15条 第6条の届出をした 者は、
当該届出に係る小規模特定事業場の見
やすい場所に、規則で定めるところに
より、その氏名又は名称その他の規則
で定める事項を記載した標識を掲げな
ければならない。

2 第6条の届出をした 者は、当該届
出に係る小規模特定事業区域と当該小
規模特定事業区域以外の地域との境界
にその境界を明らかにする表示を行わ
なければならない。

(土砂等の搬入車両への表示)

第15条の2 第6条の届出をした 者
は、車両を使用し、当該届出に係る小
規模特定事業区域に土砂等を搬入しよ
うとするときは、規則で定めるところ
により、当該小規模特定事業に係る土
砂等の搬入の用に供する車両である旨
その他の規則で定める事項を当該車両
の見やすい箇所に表示しなければならない。

(標識の掲示等)

第15条 第6条の許可を受けた者は、
当該許可に係る小規模特定事業場の見
やすい場所に、規則で定めるところに
より、その氏名又は名称その他の規則
で定める事項を記載した標識を掲げな
ければならない。

2 第6条の許可を受けた者は、当該許
可に係る小規模特定事業区域と ____小
規模特定事業区域以外の地域との境界
にその境界を明らかにする表示を行わ
なければならない。

(土砂等の搬入車両への表示)

第15条の2 第6条の許可を受けた者
は、車両を使用し、当該許可に係る小
規模特定事業区域に土砂等を搬入しよ
うとするときは、規則で定めるところ
により、当該小規模特定事業に係る土
砂等の搬入の用に供する車両である旨
その他の規則で定める事項を当該車両
の見やすい箇所に表示しなければならない。

(小規模特定事業の完了__)

第16条 第6条の届出をした__者は、当該届出に係る小規模特定事業を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の届出をした者は、規則で定めるところにより、当該届出に係る小規模特定事業区域から当該小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査又は当該小規模特定事業区域の土壤の地質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、当該水質検査又は当該地質検査を行う必要がないと市長が認めたときは、これを省略することができる。

(小規模特定事業の完了等)

第16条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る小規模特定事業による土壤の汚染がないかどうか及び当該届出に係る小規模特定事業区域が第6条の許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

3 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第1項の規定による届出に係る小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため

第 1 7 条から第 1 9 条まで 削除

に必要な措置を講じなければならない
い。

(小規模特定事業の廃止等)

第 1 7 条 第 6 条の許可を受けた者は、
当該許可に係る小規模特定事業を廃止
し、又は休止しようとするときは、当
該小規模特定事業の廃止又は休止後の
当該小規模特定事業による土壌の汚染
及び当該小規模特定事業に使用された
土砂等の崩落、飛散又は流出による災
害の発生を防止するために必要な措置
を講じなければならない。

2 第 6 条の許可を受けた者は、当該許
可に係る小規模特定事業を廃止したと
き、又は 2 月以上休止しようとする
きは、規則で定めるところにより、そ
の旨を市長に届け出なければならない
い。

3 前項の規定による廃止の届出があっ
たときは、第 6 条の許可は、その効力
を失う。

4 市長は、第 2 項の規定による廃止の
届出があったときは、速やかに、当該

届出に係る小規模特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

5 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第2項の規定による廃止の届出に係る小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(譲受け)

第17条の2 第6条の許可を受けた者から当該許可に係る小規模特定事業を譲り受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第6条の2の規定を準用す

る。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 譲受けの相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 譲り受けようとする小規模特定事業の許可年月日及びその番号

(4) その他市長が必要と認める事項

3 第8条第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）及び第10条の規定は、第1項の許可について準用する。

4 第1項の許可を受けて小規模特定事業を譲り受けた者は、当該小規模特定事業に係る第6条の許可を受けた者の地位を承継する。

（相続）

第 1 8 条 第 6 条の許可を受けた者につ

いて相続があったときは、相続人（相
続人が 2 人以上ある場合において、そ
の全員の同意により承継すべき相続人
を選定したときは、その者）は、当該
許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により第 6 条の許可を受

けた者の地位を承継した者は、遅滞な
く、規則で定めるところにより、その
事実を証する書面を添付して、その旨
を市長に届け出なければならない。

（許可の取消し等）

第 1 9 条 市長は、第 6 条の許可を受け

た者が次の各号のいずれかに該当する
ときは、当該許可を取り消し、又は 6
月以内の期間を定めて当該許可に係る
小規模特定事業の停止を命ずることが
できる。

(1) 不正の手段により第 6 条、第 1 0
条第 1 項又は第 1 7 条の 2 第 1 項の
許可を受けたとき。

(2) 第 6 条の許可に係る土砂等の埋立
て等を引き続き 1 年以上行っていない

いとき。

(3) 第8条第1項第1号アからケまでに掲げる者のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 第8条第1項第9号又は第10号に規定する許可の基準に適合しない小規模特定事業を行ったとき。

(5) 第9条（第10条第5項及び第17条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反したとき。

(6) 第10条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

(7) 第11条から第15条の2までの規定に違反したとき。

(8) 前条第1項の規定により第6条の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第8条第1項第1号アからケまでに掲げる者のいずれかに該当するとき。

(9) 次条第1項、第3項又は第4項の規定による命令に違反したとき。

2 前項の規定により第6条の許可の取

(措置命令)

第 20 条 略

2 略

消しを受けた者（当該取消しに係る小規模特定事業について次条第 3 項又は第 4 項の規定による命令を受けた者を除く。）は、当該取消しに係る小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(措置命令)

第 20 条 略

2 略

3 市長は、小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該小規模特定事業を行う第 6 条の許可を受けた者（第 10 条第 1 項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。）
に対し、当該小規模特定事業を一時停止し、又は当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために

必要な措置をとるべきことを命ずることが
できる。

4 市長は、第6条又は第10条第1項
の規定に違反して小規模特定事業を
行った者に対し、期限を定めて、当該
小規模特定事業に使用された土砂等の
全部若しくは一部を撤去し、又は土砂
等の崩落、飛散若しくは流出による災
害の発生を防止するために必要な措置
をとるべきことを命ずることができる。

5 市長は、第16条第3項、第17条
第5項又は前条第2項の規定に違反し
た者に対し、期限を定めて、その小規
模特定事業に使用された土砂等の崩
落、飛散又は流出による災害の発生を
防止するために必要な措置をとるべき
ことを命ずることができる。

(関係書類の保存)

第21条 第6条の届出をした 者は、
当該届出に係る小規模特定事業につい
て第16条第1項の規定による完了の
届出 _____

(関係書類の保存)

第21条 第6条の許可を受けた者は、
当該許可に係る小規模特定事業につい
て第16条第1項の規定による完了の
届出若しくは第17条第2項の規定に

_____をした日 _____ _____から5年間、当該小規模特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写しを保存しなければならない。 (現場管理責任者の義務等) 第21条の2 <u>第6条の届出に係る小規模特定事業の施工を管理する者</u> (以下「現場管理責任者」という。)は、当該小規模特定事業の施工に伴う土壌の汚染_____の防止に関し規則で定める職務を誠実に行わなければならない。 2 <u>第6条の届出に係る小規模特定事業</u>の施工に従事する者は、現場管理責任者がその職務を行うために必要があると認めてする指示に従わなければならない。	<u>よる廃止の届出をした日又は第19条第1項の規定による許可の取消しを受けた日から5年間</u>、当該小規模特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写しを保存しなければならない。 (現場管理責任者の義務等) 第21条の2 <u>現場管理責任者</u> _____は、 _____<u>小規模特定事業の施工に伴う土壌の汚染及び災害の発生</u>の防止に関し規則で定める職務を誠実に行わなければならない。 2 _____<u>小規模特定事業</u>の施工に従事する者は、現場管理責任者がその職務を行うために必要があると認めてする指示に従わなければならない。 (<u>小規模特定事業に係る土地所有者の義務</u>) _____ 第21条の3 <u>第6条の2 (第10条第</u>
---	---

1 項及び第 1 7 条の 2 第 1 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模特定事業による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、当該小規模特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該小規模特定事業の施工の状況を把握しなければならない。

2 第 6 条の 2 の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模特定事業により土壌が汚染され、若しくは災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該小規模特定事業を行う者に対し、当該小規模特定事業の中止、原状回復その他の必要な措置を求めるとともに、その旨を市長に通報しなければならない。

(立入検査等)

第 2 2 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者 (土砂等を小規模特定事業区

(立入検査等)

第 2 2 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者 _____

域に搬入した者又は土砂等の埋立て等
をすることを要求し、依頼し、若しく
は唆し、若しくは土砂等の埋立て等を
することを助けた者を含む。以下同
じ。) に対し報告若しくは資料の提出
を求め、又はその職員に土砂等の埋立
て等を行う者の事務所、事業場その他
その土砂等の埋立て等を行う場所に立
ち入り、帳簿、書類その他の物件を検
査させ、若しくは関係者に質問させる
ことができる。

2・3 略

第23条 削除

_____に対し報告若しくは資料の提出
を求め、又はその職員に土砂等の埋立
て等を行う者の事務所、事業場その他
その土砂等の埋立て等を行う場所に立
ち入り、帳簿、書類その他の物件を検
査させ、若しくは関係者に質問させる
ことができる。

2・3 略

(手数料)

第23条 第6条、第10条第1項又は
第17条の2第1項の許可を受けよう
とする者は、次の各号に掲げる申請の
区分に応じ、当該各号に定める額の手
数料を納付しなければならない。

(1) 第6条の許可の申請 1件につき

26,000円

(2) 第10条第1項の変更の許可の申
請 1件につき 16,500円

(3) 第17条の2第1項の譲受けの許

(罰則) 第25条 <u>第20条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</u> 第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 (1) <u>第6条又は第7条第1項の規定に違反して、届出をしないで小規模特定事業を行い、又は虚偽の届出をした者</u> (2) 略 (3) <u>第12条第1項の規定に違反し</u>	<u>可の申請 1件につき 16,500円</u> (罰則) 第25条 <u>次の各号のいずれかに該当する</u> 者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (1) <u>第19条第1項又は第20条第1項から第5項までの規定による命令に違反した者</u> (2) <u>第6条、第10条第1項又は第17条の2第1項の規定に違反して小規模特定事業を行った者</u> 第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 (1) 略 (2) <u>第12条第1項の規定に違反し</u>
---	---

て、土砂等管理台帳を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者 (4) 第12条第2項_____の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 (5) 第13条第1項又は第16条第2項の規定による検査を行わず、又はこれらの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者 (6)・(7) 略 第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1) 第7条第2項又は第16条第1項_____の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (2) 略	て、土砂等管理台帳を作成せず、又は同項に規定する 事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者 (3) 第12条第2項又は第13条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 (4) 第13条第1項又は第2項_____の規定による検査を行わなかった _____者 (5)・(6) 略 第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1) 第10条第4項、第16条第1項、第17条第2項又は第18条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (2) 略
--	--

附 則

(施行期日)

- この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の矢板市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「旧条例」という。）第6条の規定によりされている許可については、当該許可に係る小規模特定事業が完了するまでの間、なおその効力を有するものとし、当該許可に係る小規模特定事業に関する旧条例第6条の2及び第8条から第22条までの規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第6条の規定によりされている許可の申請は、改正後の矢板市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第6条の規定によりされた届出とみなす。
- 4 この条例の施行前に旧条例第6条の規定に違反して小規模特定事業を行った者については、旧条例第20条第4項の規定は、なおその効力を有する。
- 5 この条例の施行前にした旧条例第19条第1項又は第20条第3項から第5項までの規定による命令については、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 7 附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第10条第1項の変更の許可の申請及び旧条例第17条の2第1項の譲受けの許可の申請に係る旧条例第23条第2号及び第3号に掲げる手数料については、なお従前の例による。